

# 建設発生土受入要領

## 1.受入場所・問い合わせ

株式会社三原田組 骨材事業部（砂利採取場）

〒943-0521 新潟県上越市清里区寺脇 777-1

TEL 025-528-7310 FAX025-528-3848

## 2.受入可能日時

受入時間帯	【午前】 8:00～11:30 / 【午後】 13:00～16:30
受入可能日	月曜日～金曜日 ※弊社、営業カレンダーによる
休業日	土曜、日曜、祝日、その他自社で定める日

※上記以外による場合（災害対応の搬入等）は別途協議といたします。

※申込手続きが完了していない建設発生土は受けられません。

## 3.受入発生土の基準

建設工事にて発生する建設発生土のうち、建設省令（平成3年10月25日建設省令第19号）日本統一土質分類の基準に基づく第1種～第3種の建設発生土とする。（表-1）

なお、下記の種類における土砂の受入れはできないものとする。

- ・土壌汚染対策基本法の指定区域（上越市 HP）・ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域（新潟県 HP）に該当する工事から発生する建設発生土。
- ・一般廃棄物が混入されている土砂  
（除草作業で発生する刈草・枯草等、植樹帯等の管理で発生する剪定枝葉等）
- ・産業廃棄物が混入されている土砂  
（コンクリートやレンガ等のがれき類、木材、第4種建設発生土、泥土、セメント系改良土）

※環境への影響の有無を確認するため、搬入土及び排出水に関して定期的に試験機関へ委託し、調査を行っています。

## 4.料金（下記金額に消費税は含まれておりません。）

車両別	単価	1台当たりの目安数量	備考
10t車			
4t車			
2t車			
その他			※ご相談ください。

※お支払方法は、原則振込とする。

## 5.建設発生土搬入の手続き

### ◎受付(申込手続き)

必要書類の提出(原則として5営業日前まで)

※申込みに必要な提出書類

- (1)建設発生土搬入申込書(様式-1号)
- (2)工事請負契約書等の写し(工事名・発注者・請負者名等が確認できる書類)
- (3)設計書の写し、または、発生土量が確認できる書類
- (4)工事場所の位置図
- (5)運搬車両一覧表(様式-2号)
- (6)土壌分析結果報告書の写し (分析項目:第2種特定有害物質(重金属類抜粋)10項目)

カドミウム、六価クロム、シアン、総水銀、セレン、鉛、ひ素、  
ふっ素、ほう素、アルキル水銀

### ◎契約

処分料金については、お見積りさせていただきます。

運搬を伴う場合は運搬費のお見積りを行い、締結後に契約とする。

### ◎受入事前協議

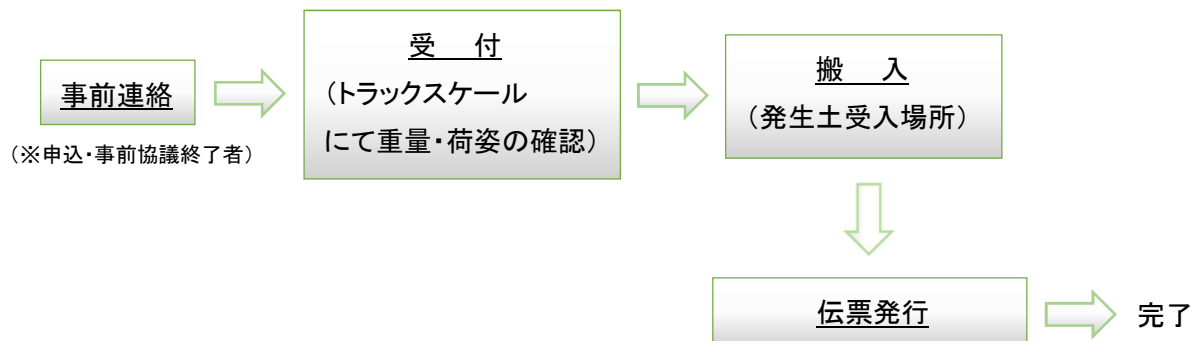
弊社、担当者より日程等について事前打ち合わせを行います。

### ◎建設発生土の受入れ

搬入時には、弊社により性状確認等を行います。

### ◎受入証明書の発行(受取り)(様式-3号)

## 6. 建設発生土搬入の手順



※ご希望により後日、「受入証明書」を発行いたします。

## 7. 建設発生土搬入時の注意事項

- ・搬入は受入時間厳守でお願いします。
  - ・申込み、受入事前協議が終了していない発生土の受入れはできません。
  - ・申込内容に変更が生じた際は、速やかに担当者までご連絡ください。
  - ・受入不能物の混入が発見された場合は、排出事業者の責任において、即日引き取りをしていただきます。
  - ・土嚢等に入れられた中身の確認ができないものの受入れはできません。
  - ・自らダンプアップ等により荷下ろしができない車両での搬入は受け付けられません。
  - ・違法改造、整備不良、過積載車両等での入場はお断りします。(近隣住民への配慮)
  - ・天候状態によっては、予告なく受入れを中止する場合があります。  
(冬期間は積雪状況等により判断しますので、お問い合わせください。)
  - ・受入の都合により、待ち時間が発生する場合があります。
  - ・場内の速度は 20km/h以下とし、場内車両及び上り車両優先でお願いします。
  - ・場内における搬入車両同士の事故等については、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
  - ・受入証明書は、搬入された数量(t)に関してのみ発行いたします。
  - ・場内及び積み荷へのゴミ捨ては厳禁とします。
  - ・周辺道路の走行については、法定速度を守り、近隣住民の皆さまに迷惑をかけない走行にご協力をお願いします。
- ・上記項目に違反された場合、取引きをお断りする場合があります。